

# 衛生だより



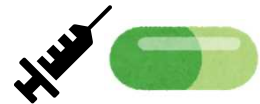
令和元年度第39号(12月)発行  
千葉県北部家畜保健衛生所  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1  
Tel: 0478-54-1291 Fax: 54-5996  
夜間・休日緊急(転送されます)  
(公社)千葉県畜産協会  
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

## 未承認動物用医薬品の広告等に係る 法令遵守の徹底について

先般、「ガンに効く」といって医薬品的な効能又は効果を標ぼうした犬猫用サプリメントを販売していた事業者が医薬品医療機器等法違反で逮捕されました。

### 注意

医薬品的な成分を含まないサプリメント等の動物用製品であっても、医薬品的な効能又は効果を標ぼうした場合は動物用医薬品と判断されます。



また、未承認の動物用医薬品について医薬品的な効能又は効果を広告した場合、医薬品医療機器等法第68条に抵触し、これを販売又は授与した場合は同法第55条に抵触します。

★動物病院のホームページ、ブログ、SNS、メールマガジン等により、医薬品的な効能を標ぼうして動物用製品を紹介すること及びこれを販売・授与することは、法律に抵触する可能性がありますので、厳に慎んでいただくようお願いいたします



※懲役または罰金刑に処される可能性があります。罰金以上の刑に処された獣医師に対しては、獣医師法の規定に基づき免許の取消し又は業務停止となる可能性もあります。

### ★変更届提出のお願い★

診療施設開設届出事項に変更があった場合は、10日以内に家畜保健衛生所に変更届を提出してください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。様式ダウンロードもできます。  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu.html>

届出提出先・お問合せ先

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996  
〒287-0004 千葉県香取市岩ヶ崎台12-1